

○厚生労働省告示第二百七十七号
石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)第三条第六項の規定に基づき、及び同令を実施するため、石綿障害予防規則第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等を次のように定める。

令和二年七月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定める者)

第一条 石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)。次条第二号において「石綿則」という。第三条第六項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。一 分析調査講習を受講し、次条第四号及び第五号の修了考査に合格した者
二 前号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(講習の内容及び講師)
第二条 前条第一号の分析調査講習は、次に定めるところにより行うものとする。

一 学科講習及び実技講習によつて行うこと。
二 前号の学科講習は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる内容について同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。

科目	分析の意義及び関係法令	内容
鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識	イ 石綿則第三条第五項に規定する分析による調査(第4号及び第5号において「分析調査」という。)を行う者の心構え ハ 労働安全衛生法その他関係法令 石綿の有害性	イ 石綿等に関する鉱物の基礎知識 ハ 石綿等が使用されている材料の種類と組成 これらにおける石綿等が使用されている材料の使用状況 ハ 労働安全衛生法その他の関係法令 石綿の有害性

分析方法の原理と分析機器の取扱い	三 第一号の実技講習は、次に掲げるいずれかの方法について行うこと。
イ 偏光顕微鏡による定性分析の実施方法	イ 偏光顕微鏡による定性分析の実施方法 ハ 工ツクス線回折装置による定性分析及び定量分析の実施方法
ロ 位相差・分散顕微鏡及びエツクス線回折装置による定性分析及び定量分析の実施方法	ロ 位相差・分散顕微鏡及びエツクス線回折装置による定性分析及び定量分析の実施方法
ハ エツクス線回折装置による定性分析及び定量分析の実施方法	ハ エツクス線回折装置による定性分析及び定量分析の実施方法
四 学科講習を行つた後に、分析調査を行うために必要な知識についての筆記試験により修了考査を行つこと。	四 学科講習を行つた後に、分析調査を行うために必要な知識についての筆記試験により修了考査を行つこと。
五 実技講習を行つた後に、分析調査を行うために必要な技能についての筆記試験又は口述試験により修了考査を行うこと。	五 実技講習を行つた後に、分析調査を行うために必要な技能についての筆記試験又は口述試験により修了考査を行うこと。
六 学科講習又は実技講習を適切に行つたために必要な能力を有する講師により行うこと。	六 学科講習又は実技講習を適切に行つたために必要な能力を有する講師により行うこと。
第三条 前二条に定めるもののほか、分析調査講習の実施に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。	第三条 前二条に定めるもののほか、分析調査講習の実施に関し必要な事項は、厚生労働省労働基準局長が定める。

附 則
この告示は、令和五年十月一日から施行する。